令和3年4月21日総務企画常任委員協議会資料税務部納税支援課

青森市市税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後

改正前

(環境性能割の税率)

第百五条の三 〔略〕

- 法第四百五十一条第一項(同条第四項 <u>又は第五項</u>において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受けるもの 百分 の一
- 二 法第四百五十一条第二項(同条第四項 <u>又は第五項</u>において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受けるもの 百分 の二
- 三 [略]

附 則

(土地に対して課する<u>令和三年度から令和</u> 五年度まで の各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第二十二条 〔略〕

(宅地等に対して課する<u>令和三年度から令</u> <u>和五年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例)

第二十四条 宅地等に係る令和三年度から令

和五年度まで の各年度分の固定資産税の 額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固 定資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分 の固定資産税の課税標準となるべき価格 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税に ついて法第三百四十九条の三の二の規定の 適用を受ける宅地等であるときは、当該価 格に同条に定める率を乗じて得た額。以下 この条において同じ。)に百分の五を乗じ (環境性能割の税率)

第百五条の三 〔略〕

- 法第四百五十一条第一項(同条第四項 ____において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受けるもの 百分 の一
- 二 法第四百五十一条第二項(同条第四項 ____において準用する場合を含 む。)の規定の適用を受けるもの 百分 の二
- 三 〔略〕

附則

(土地に対して課する<u>平成三十年度から令</u> 和二年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第二十二条 〔略〕

(宅地等に対して課する<u>平成三十年度から</u> <u>令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 特例)

第二十四条 宅地等に係る<u>平成三十年度から</u> <u>令和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の 額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定 資産税額が、当該宅地等の当該年度分のの固定 資産税に係る前年度分の固定資産税の課 税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格 の固定資産税の課税標準となるべき価格 の固定資産税の課税標準となるで資産税に の固定資産税の課税標準となるで過度 の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税の課税標準となるでき の固定資産税に この共産のこの規定の 適用を受ける宅地等であるときは、 適用を受ける宅地等であるときは、 適用を受ける宅地等であるときは、 るの条において同じ。)に百分の五を乗じ

改正前

て得た額を加算した額<u>(令和三年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)</u>(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該籍となるでは、当該宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和四年度分及び令和五年度分

一の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係 る令和四年度分及び令和五年度分

とする。

____の宅地等調整固定資産税額は、当該宅 地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に十分の二を乗じて得た額(当 て得た額を加算した額

一会議宅地等が当該年度 分の固定資産税について法第三百四十九条 の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係 る<u>平成三十年度から令和二年度までの各年</u> 度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅 地等調整固定資産税額が、当該商業地等に 係る当該年度分の固定資産税の課税標準と なるべき価格に十分の六を乗じて得た額

(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係 る<u>平成三十年度から令和二年度までの各年</u> <u>度分</u>の宅地等調整固定資産税額は、当該宅 地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係 る当該年度分の固定資産税の課税標準とな るべき価格に十分の二を乗じて得た額(当

改正前

該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が〇・六以上〇・七以下のもの に係る令和三年度から令和五年度まで の 各年度分の固定資産税の額は、第一項の規 定にかかわらず、当該商業地等の当該年度 分の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第三百四十九条 の三又は附則第十五条から第十五条の三ま での規定の適用を受ける商業地等であると きは、前年度分の固定資産税の課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額(以下「商業地等 据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が〇・七を超えるものに係る<u>令</u> 和三年度から令和五年度まで の各年度分 の固定資産税の額は、第一項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に十 分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第三百四 十九条の三又は法附則第十五条から第十五 条の三までの規定の適用を受ける商業地等

- 該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が〇・六以上〇・七以下のもの に係る平成三十年度から令和二年度までの 各年度分の固定資産税の額は、第一項の規 定にかかわらず、当該商業地等の当該年度 分の固定資産税に係る前年度分の固定資産 税の課税標準額(当該商業地等が当該年度 分の固定資産税について法第三百四十九条 の三又は附則第十五条から第十五条の三ま での規定の適用を受ける商業地等であると きは、前年度分の固定資産税の課税標準額 にこれらの規定に定める率を乗じて得た 額)を当該商業地等に係る当該年度分の固 定資産税の課税標準となるべき額とした場 合における固定資産税額(以下「商業地等 据置固定資産税額」という。)とする。
- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度 の負担水準が〇・七を超えるものに係る平 成三十年度から令和二年度までの各年度分 の固定資産税の額は、第一項の規定にかか わらず、当該商業地等に係る当該年度分の 固定資産税の課税標準となるべき価格に十 分の七を乗じて得た額(当該商業地等が当 該年度分の固定資産税について法第三百四 十九条の三又は附則第十五条から第十五条 の三までの規定の適用を受ける商業地等で

であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等に対して課する<u>令和三年</u> <u>度から令和五年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例)

第二十六条 <u>地方税法等の一部を改正する法</u> <u>律(令和三年法律第七号)附則第十四条</u> __の規定に基づき、<u>令和三年度から令和五</u> <u>年度まで</u>__の各年度分の固定資産税につい ては、法附則第十八条の三の規定は適用し ない。

(農地に対して課する<u>令和三年度から令和</u> <u>五年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特 例)

第二十七条 農地に係る<u>令和三年度から令和五年度まで</u>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の調産機工の固定資産税の調産産務に係る前年度分の固定資産税の調査を要して法第三百四十九条の三又は附近第十五条から第十五条の三又は附近第十五条から第十五条の三はでの規定の規定において同じの規定であるときは、当該農地であるときは、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額<u>(令和三年度</u>分の固定資産税にあっては、前年度分の固定

改正前

あるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額 (以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(用途変更宅地等に対して課する<u>平成三十</u> <u>年度から令和二年度まで</u>の各年度分の固定 資産税の特例)

第二十六条 <u>地方税法等の一部を改正する法</u> <u>律(平成三十年法律第三号)附則第二十二</u> <u>条</u>の規定に基づき、<u>平成三十年度から令和</u> <u>二年度まで</u>の各年度分の固定資産税につい ては、法附則第十八条の三の規定は適用し ない。

(農地に対して課する<u>平成三十年度から令</u> <u>和二年度まで</u>の各年度分の固定資産税の特 例)

第二十七条 農地に係る<u>平成三十年度から令</u> 和二年度までの各年度分の固定資産税の額 は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税の での各年度分の固定資産税の でのののでは、当該のでは、当該農地ののででであるときは、当該課税でののででであるときは、当該課税であるときは、当該課税であるときは、当該課税であるときは、当該課税であるときは、当該課税である。 準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額 「該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担那整率を乗じて得た額」

定資産税の課税標準額)を当該農地に係る 当該年度分の固定資産税の課税標準となる べき額とした場合における固定資産税額 (以下「農地調整固定資産税額」という。) を超える場合には、当該農地調整固定資産 税額とする。

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第三十二条 附則第二十四条第一項から第五 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 二十二条第二号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第三百四十九条の三、第三百四十 九条の三までの規定の適用がある宅地等を 除く。)に対して課する<u>令和三年度から令</u> 和五年度まで の各年度分の特別土地保有 税については、第百三十八条第一号及び 百四十六条中「当該年度分の固定資産税の 課税標準となるでの 課税標準となるでの 集第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。
- 2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第百三十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令

改正前

[略]

(特別土地保有税の課税の特例)

- 第三十二条 附則第二十四条第一項から第五 項までの規定の適用がある宅地等(附則第二十二条第二号に掲げる宅地等をいうもの とし、法第三百四十九条の三、第三百四十九条の三までの規定の適用がある宅地所 五条の三までの規定の適用がある中年度 除く。)に対して課する一年度が 令和二年度までの各年度分の特別土地保 税については、第百三十八条第一号及税 百四十六条中「当該年度分の固定資産税の 課税標準となるでの 議年度分の固定資産税に係る附則第二十四 条第一項から第五項までに規定する課税標 準となるべき額」とする。
- 2 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から<u>令和三年三月三十一日</u>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第百三十八条第二号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に二分の一を乗じて得た額」とし、「令第五十四条の三十八第一項に規定する価格」とあるのは「令

第五十四条の三十八第一項に規定する価格 (法附則第十一条の五第一項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に二分の一を乗じて得た額」とする。 3から5まで [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第三十二条の二 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項<u>又は第五項</u>において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から<u>令和三年十二月三十一日</u>までの間(附則第三十二条の六第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第百三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第三十二条の二の二 [略]

2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第四百四十六条第一項(同条第二項<u>又は第三項</u>において準用する場合を含む。)又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項<u>又は第五項</u>において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)

改正前

第五十四条の三十八第一項に規定する価格 (法附則第十一条の五第一項の規定の適用 がないものとした場合における価格をい う。)に二分の一を乗じて得た額」とする。 3から5まで [略]

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第三十二条の二 法第四百五十一条第一項第一号(同条第四項_____において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年十月一日から令和三年三月三十一日 までの間(附則第三十二条の六第三項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第百三条第一項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第三十二条の二の二 〔略〕

2 知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第四百四十六条第一項(同条第二項____において準用する場合を含む。)又は法第四百五十一条第一項若しくは第二項(これらの規定を同条第四項____において準用する場合を含む。)の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第二十九条の九第三項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)

改正後	改正前
に基づき当該判断をするものとする。	に基づき当該判断をするものとする。
3及び4 [略]	3及び4 〔略〕